

# 知財情報局

3月号

## 特許法、50年ぶりの抜本改正へ、特許制度研究会での検討開始

特許法の抜本改正について検討する、特許庁長官の私的研究会「特許制度研究会」（座長・野間口有 三菱電機会長）の第1回会合が1月26日に開催され、特許庁が提出した資料によって、抜本改正の方向性が明らかになった。（※）

（※）の続き

配布資料では、現行法である昭和34年法の制定から既に50年が経過し、欧米・アジアなどの各国でも特許制度をめぐる議論が活発化する中、プロパテントからプロイノベーションに向けて特許制度の基本設計を見直す時期がきており、国際的な特許制度の議論をリードする意味でも50年の節目を迎える本年、今後の特許制度の在り方について、原点に立ち返って包括的な検討を行う必要があるとしている。

検討の方向性としては、現行法の課題として

- ・ 知的財産活用によるビジネス態様の多様化への対応
- ・ 行政・司法を通じた迅速・効率的な紛争解決制度の整備
- ・ 特許の質の向上によるビジネスリスクの軽減
- ・ 特許審査の迅速化と制度利用者のニーズへの対応
- ・ 国際的な特許制度調和の推進

を念頭におきつつ、(1) イノベーションを加速するわかりやすい特許制度、(2) 裁判でもしっかり守られる強い特許権、(3) 国際協調により世界で早期に特許が成立する枠組み、を方向性の柱として、制度のあるべき理想像について多角的・包括的に検討するとしている。具体的な検討項目としては、

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1. 特許権の効力の見直し  | 4. 特許の質の向上       |
| 2. 特許の活用促進     | 5. 迅速・柔軟な審査制度の構築 |
| 3. 迅速・効率的な紛争解決 | 6. 国際的な制度調和の推進   |

が挙げられており、今後2009年末までに報告を取りまとめ、2011年の通常国会に改正法案を提出する見通しとなっている。

【参考】特許制度研究会

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/kenkyukai/tokkyoseidokenkyu.htm>

## テレビ番組の録画転送機器レンタルは適法 知財高裁でテレビ局側逆転敗訴

テレビ番組を日本の親機で録画し、ネット経由で海外の子機で視聴できる「インターネット親子ビデオ」のレンタルサービスを提供していた日本デジタル家電（浜松市）を、NHKと民放テレビ局9社が著作権法違反で訴えていた訴訟で、知財高裁は1月27日、著作権侵害にはあたらないとして、差し止めと賠償を命じた一審判決を取り消し、テレビ局側の請求を棄却した。

日本デジタル家電は「ロクラクII」と名付けた HDDレコーダーを利用者にレンタル。国内に設置した親機がユーザーが指定した放送を録画し、海外でユーザーが子機を操作してネット経由で視聴できるサービスを提供していたが、テレビ局側は、番組複製権の侵害にあたるとして総額約1億3800万円の損害賠償などを求めて提訴していた。

一審の東京地裁では2008年5月、「日本デジタル家電が、サービスを利用するための環境提供も含め、親機を実質的に管理し、テレビ番組を複製する行為も管理支配して利益を得ており、著作権侵害にあたる」として、計733万円の損害賠償金の支払いと録画機器の廃棄などを命ずる判決が下され、日本デジタル家電が知財高裁に控訴していた。

知財高裁の田中信義裁判長は、「番組を録画、転送しているのは利用者自身で、著作権法で認めた私的使用のための複製に当たる」と認め、「日本デジタル家電は利用者の意思に基づく適法な行為をサポートしているにすぎない」、「対価もレンタル料の趣旨を超えた複製対価とは認められない」と判断して、テレビ局側の請求を棄却した。

なお、判決文には「デジタル化やインターネットなどの技術の発展で、新たな商品やサービスが創生され普及していくのは明らかで、本件サービスも利用者の適法な私的利用の環境条件等の提供で利用者が増加しても、本来適法な行為が違法に転化する余地はなく、テレビ局側の正当な利益が侵害されるものでもない。」との記述があり、末尾では、クラブ

キャッツアイ事件最高裁判決（いわゆる「カラオケ法理」）を説明して、これとは事実を異にすることは明らかとしている。

【詳細】平成20(ネ)10055等著作権侵害差止等請求控訴事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20090128154308.pdf>

## エプソン、日本企業として初めて RPX集約的特許防衛サービスに加入

パテント・トロール訴訟対抗に特許を取得する目的で設立された米RPXは1月28日、同社の集約的特許防衛サービス「RPX Defensive Patent Aggregation」に、エプソンが、日本企業として初めて加入したと発表した。RPXは、特許権を取得し、防衛的特許プールとして年会費を支払う技術系企業に提供して、特許関連リスクとNPEの訴訟により発生するコストを低減する集約的特許防衛サービスを、2008年11月から開始。IBM、シスコなど5社がすでに加入しており、エプソンは6社目のメンバーとなるという。

なお、NPE (non-practicing entities) とは、実際には製品やサービスの事業を行わない企業のこと、研究開発で特許を取得するのではなく、企業にライセンスを強要することのみを目的に特許を取得し、事業を行っていないため反訴の対象ともならない。

RPXのエラン・ザー社長は、「エプソンのようなIT企業は、NPEによる特許使用料訴訟のターゲットとなることが多く、RPXの強力な特許防衛サービスによって、エプソンは今後発生するであろう多額の訴訟費用とライセンス料のコストを回避できると予想している」と述べている。

## 中国の華為技術が初の1位 WIPO発表の2008年国際特許出願件数

WIPO（世界知的財産機関）は1月27日、特許協力条約（PCT）に基づく2008年の国際特許出願状況を発表した。出願総数は前年より2.4%増の163,800件で、増加率は過去3年の平均9.3%より低下したが、過去最高の件数となった。

国別では、ベスト10は下記のようになった。

順位(前年)					
1(1)	米国	53521件	6(7)	中国	6089件
2(2)	日本	28744件	7(6)	英国	5517件
3(3)	ドイツ	18428件	8(8)	オランダ	4349件
4(4)	韓国	7904件	9(10)	スウェーデン	4114件
5(5)	フランス	6867件	10(9)	スイス	3832件

一方、企業別では、ベスト10は下記のようになった。昨年はベスト10圏外のLG電子、エリクソン、富士通がランクイン、クアルコム、マイクロソフト、モトローラが圏外となった。

順位(前年)			
1(4)	華為技術 (Huawei)	中国	1737件
2(1)	パナソニック	(日本)	1729件
3(2)	フィリップス	(オランダ)	1511件
4(6)	トヨタ	(日本)	1364件
5(5)	ボッシュ	8(13)	LG電子
6(3)	シーメンス	9(21)	エリクソン
7(9)	ノキア	10(14)	富士通

なお、外国への特許出願には、PCT国際出願と、パリ条約に基づく直接外国の特許庁への出願があり、その選択は企業の戦略による。2008年の米国特許取得件数では2位のサムスン電子、3位のキヤノンが、PCT国際出願件数では19位、50位と下位なのは（出願と取得の違いというより）主としてパリ条約に基づく出願を選

扱しているためと思われる。

【参考】Global Economic Slowdown Impacts 2008 International Patent Filings  
[http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2009/article\\_0002.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2009/article_0002.html)

## 東京地裁、シャープ特許侵害でサムスン製液晶テレビの輸入販売差し止め

シャープは1月30日、同社の特許侵害を理由に、サムスン電子製の液晶テレビ、液晶モニターの輸入、販売等の差し止めを求めて日本サムスンを提訴していた訴訟で、東京地裁が同日、請求を認める判決を下したと発表した。

シャープは、サムスン電子製の40型液晶テレビと19型および30型液晶モニター各1機種に組み込まれ液晶モジュールが、同社の特許第3,872,798号など3件の日本特許を侵害しているとして、2008年5月30日に日本サムスンを東京地裁に提訴していた。

これに対し東京地裁は、これらの製品に搭載された液晶モジュールが日本特許第3,872,798号を侵害していると認定し、そのほかの特許侵害について判断するまでもなく、同社の請求を認容する判決を下したという。

同社は、さらに、東京地裁が特許侵害と認定したサムスン電子製液晶モジュールを搭載するほかの液晶テレビや液晶モニター等についても、新たに差し止め請求訴訟の提起を検討中としている。

なお、同社は、2007年8月から米国、韓国、ドイツ、オランダの裁判所でも特許侵害訴訟を提起し、米国際貿易委員会（ITC）にも特許に基づく輸入差し止めの申立を提起しており、現在、それぞれの裁判及び手続は進行中だとしている。

一方、米国際貿易委員会（ITC）では、シャープ製の液晶表示装置が、サムスン電子の特許を侵害しているとの仮決定もでており、今後の推移が注目されている。

## 日亜化学とソウル半導体がついに和解 クロスライセンス契約締結

日亜化学とソウル半導体は2月2日、特許その他の紛争に関して、米国、ドイツ、日本、英国および韓国において現在争われている両社間の訴訟全てについて和解したと発表した。

今回の和解により、全ての訴訟は相互取り下げにより終了し、LEDおよびレーザーダイオード技術についてのクロスライセンスが結ばれ、両社はお互いの特許技術を利用可能になるとしている。ただし、欧州特許に基づくドイツの訴訟だけは、2009年2月のヒアリングの後に終了させる。なお、和解金やロイヤリティの有無を含め、和解内容の詳細は公表されていない。

両社は、白色LEDに関する特許や意匠、レーザーダイオードの特許などめぐり、それぞれの拠点である日本、韓国だけでなく米国、欧州も含めて、また特許権侵害だけでなく意匠権侵害や名誉棄損に関しても激しい訴訟合戦を展開していた。

## 米地裁がラムバスのメモリー特許訴訟審理中断 矛盾判決受けて

高速メモリー技術の米ラムバスは2月3日、カリフォルニア州北部連邦地裁が、最近のデラウェア州連邦地裁の判決を考慮して、関連するハイニックス半導体、マイクロン・テクノロジー、ナンヤ・テクノロジー、サムスン電子にかかわる訴訟の審理を中断した(stay)と発表した。

デラウェア州連邦地裁は1月9日、ラムバス対マイクロンの特許侵

害訴訟について、ラムバスの故意の資料破棄という不正行為によって、ラムバスの特許12件はすべて、マイクロンに対する法的強制力を持たないとの判断を下している。一方、カリフォルニア州連邦地裁では以前、ラムバスは証拠を破棄していないとの判断が下されている。

この2つの判断の矛盾を解決するために、カリフォルニア州連邦地裁は、ハイニックス以外の訴訟の審理を一時中断してハイニックス訴訟の判決を急ぎ、連邦巡回控訴裁（CAFC）が証拠破棄に関して審理して決定を下せるようにするという。

なお、カリフォルニア州連邦地裁は、ハイニックスからのデラウェア州連邦地裁判決に基づく略式判決の請求については棄却した。また、ハイニックスからの再審請求に対しては、前の判断が誤っていると承服することはできないと応じたという。

## 地域・中小企業等知財戦略支援人材DBサイト開設

特許庁は2月6日、「地域における知財戦略支援人材の育成事業」の一環として、中小・ベンチャー企業等の知的財産戦略構築等に必要な支援人材との「出会いの場」を提供する目的で「地域・中小企業等知財戦略支援人材データベース」のサイトを開設した。

このデータベースは、「大企業の知財関係部局を経験したOB等の支援人材」から登録されたサービス内容等のデータを蓄積し、誰でも参照、閲覧ができるもので、中小・ベンチャー企業等の知的財産戦略構築の手伝いができる支援人材の情報を、簡単に探すことができる。具体的には、「専門分野」「支援可能エリア」「支援内容」「保有資格」「フリーワード」などの組合せで検索することで一覧で結果が表示され、希望にあう登録人材情報の閲覧が可能となる。

支援を希望する地域中小企業等が、希望にあう人材を見つけた場合には、(1)利用者登録後に業務依頼内容をサイトに入力し希望するDB登録者（支援人材）にコンタクトメールを送る、(2)DB登録者は、その内容を見て業務の受託を希望する場合はメール等で返信する、(3)その後は当事者間で交渉し、合意に至った場合には両者間で契約を締結し、支援を開始する、という仕組みとなっている。

【参考】地域・中小企業等知財戦略支援人材データベース  
<https://selfpage.sky-inet.ne.jp/chizai/>

## その他

(1) 新しいタイプの商標、保護対象案固まる。香り、味などは除外  
[http://news.braina.com/2009/0115/rule\\_20090115\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2009/0115/rule_20090115_001_.html)

【参考】新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ  
[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/new\\_wg\\_menu.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/new_wg_menu.htm)

(2) 日本経団連、時代に対応する複線型著作権法制を提言  
 ～放送番組やゲームなど多くの創作者がある著作物等の著作権者一元化・登録を図る「産業財産権型」と、自由な利活用を認めた著作物の利用円滑化を図る「自由利用型」の2つ制度創設を提案～  
[http://news.braina.com/2009/0130/move\\_20090130\\_002\\_.html](http://news.braina.com/2009/0130/move_20090130_002_.html)

【参考】デジタル化…時代に対応する複線型著作権法制のあり方  
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/007.pdf>

(3) インテレクチュアル・ベンチャーズ、トランスメタ特許取得  
[http://news.braina.com/2009/0203/enter\\_20090203\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2009/0203/enter_20090203_001_.html)

(4) 特許庁、意匠制度を紹介するビデオを作成、ネット配信開始  
 【参考】意匠制度紹介映像…のインターネット配信について  
[http://www.jpo.go.jp/seido/s\\_ishou/video\\_syoukai.htm](http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/video_syoukai.htm)

## コラム 彩の国ビジネスアリーナ2009への出展報告

去る1月27日(火)～28日(水)の2日間、さいたまスーパーアリーナで彩の国ビジネスアリーナ2009が開催され、当社もブースを出展しました。

彩の国ビジネスアリーナ2009は、北関東最大級の「販促・取引先拡大」のための展示商談会です。今年も、埼玉県はもちろん、群馬県や長野県など北関東各県から自社の製品やサービスをPRするために405企業・団体が出展され、約12,700名の一般来場者がありました。

当社は、「特許・商標の調査」、「知財業界への人材紹介・派遣」を内容とするパネルを展示するとともに、ブース内で「知財の無料相談」も行いました。来場された方から、知財に関するご相談や、良い製品・技術はあるけれども、販路がなくて困っている等、いろいろな質問やご相談をいただくことができ、当社自身とても勉強になりました。来年もぜひ参加を検討したいと考えています。

